

令和4年 第7回 新富町農業委員会会議録

(令和4年7月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和4年 第7回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和4年7月28日(木)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和4年 7月28日 午後 3時00分 議長 閉会 令和4年 7月28日 午後 3時30分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	安藝 眞充	○
	2番	芳野 京子	○	10番	川野 國廣	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	藤井 貞敏	○	12番	長友 保	○
	5番	水筑 祐子	○	13番	猪俣 忠	×
	6番	太田 茂	○	14番	井崎 誠	×
	7番	長友 万藏	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 眞理子	○	16番	前田 章男	×
会議録署名委員	2番 芳野 京子委員、15番 長友 嘉美 委員					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	緒方 利行	○			
	補 佐	福重 和泉	×			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	主 幹	濱菌 幸江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権設定の集積計画承認について
- (5) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について
- (6) 農地法の適用を受けない土地の証明について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権設定の集積計画承認について

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議案第35号 農地法の適用を受けない土地の証明について

議長 　ただ今から、令和4年第7回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員5名であります。定足数に達しております。

議長 　6月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、2番 芳野 京子委員、15番 長友 嘉美委員を指名いたします。

議長 　日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 　異議がないようですので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 　それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第3、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　それでは現地調査の報告を含め、その1について事務局に説明を求めます。

事務局 　それでは、その1について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は認定農業者の■■■■■■■■■■、申請地は大字■■■■■■■■■■、登記地目が畑の294㎡、所有権移転で無償贈与となっております。
次に現地調査について報告します。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委の補足説明はないですか。

水筑 ありません。

議長 つぎにその2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。

譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■
■■■■ほか全13筆、田の3,201㎡、畑の5,186㎡の計8,387㎡、
所有権移転で無償贈与、こちらは親子間の生前一括贈与となっております。

次に現地調査について報告します。こちらも耕作するのに問題ない
土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

川野 ありません。

議長 つぎに関連がありますのでその3、その4、その5併せて、事務局に
説明を求めます。

事務局 それでは、関連がありますのでその3とその4とその5について併
せて説明申し上げます。

その3は、譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は
大字■■■■ほか全2筆、田の493㎡、所有権移転で経営規
模拡大の対価額■■万円となっております。

その4は、譲渡人は認定農業者の■■■■さん、譲受人は■■■■
さん、申請地は大字■■■■、田の1,291㎡、所有権移転で経
営規模拡大の対価額■■万円となっております。

その5は、譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は
大字■■■■、田の1,367㎡、所有権移転で経営規模拡大の対
価額■■万円となっております。

現地調査については、3件とも耕作するのに問題ない土地でありまし
た。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

水筑 ありません。

議長 つぎにその6について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その6について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■
■■■■ほか全2筆、畑の1,885㎡と原野の1,726㎡の計3,611㎡、
所有権移転で経営規模拡大の対価額■■■万円となっております。
現地調査について報告します。原野部分につきましては、現況は畑に
なっており、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

川野 ありません。

議長 ただいま議案第30号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 ほかに質問等もないようですので、採決します。
議案第30号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第30号については、申請どおり承認されました。

議長 つぎに、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 それでは、その1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。
申請者は認定農業者の■■■■■■■■■■、申請地は県道■■■■日
線の■■■■堺手前の左側付近の大字■■■■■■■■■■で畑1727㎡、申
請内容は畜舎等用地で1,727㎡のうち364.5㎡を転用、申請理由は議
案書に記載のとおりです。第1種農地となっており、すでに既存施設

になっており、追認事例となっております。また、こちらは、5ページの32号議案、その4で譲受人は■■■■■■■■■■、譲渡人は認定農業者の■■■■■■■■■■となっており、申請地は隣接する大字■■■■■■■■■■で畑3,341㎡、5年間の使用貸設定で、この4条案件とあわせての申請となっております。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

2番 芳野 京子 委員

それではその1と5条のその4について、2番芳野が現地調査の報告をします。

その1はすでに施設になっていて、その4については、まわりは畜舎もありなにも問題ありませんでした。

議長 担当委の補足説明はないですか。

水筑 ありません。

議長 ただいま議案第31号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第31号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第31号については、申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 それでは、その1について、関連もありますのでその2と合わせて事務局に説明を求めます。

なっており、何ら問題ありませんでした。

議長 担当委員から補足説明はないですか。

中山 ありません。

議長 それでは、その4について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その4についてですが、先程の31号で説明したとおりです。

議長 ただいま議案第32号について説明がありましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第32号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第32号については承認されました。

議長 つぎに、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 つぎにその1について、関係委員に説明を求めます。

10番 川野 國廣 委員

川野 それでは10番川野が、その1について説明します。

譲受人は認定農業者の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■、畑の408㎡、公告年月日は令和4年8月8日、対価額は■■■■■■■■円で10アールあたり■■■■■■■■円、経営規模拡大です。平下委員とのあっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその2について、関係委員に説明を求めます。

10番 川野 國廣 委員

川野 それでは10番川野が、その2について説明します。

譲受人は認定農業者の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■ほか全3筆、畑の6,307㎡、公告年月日は令和4年8月9日、対価額は■■■■■■■■円で10アールあたり■■■■■■■■円、経営規模拡大です。平下委員とのあっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその3について、関係委員に説明を求めます。

12番 長友 保 委員

長友保 それでは12番長友が、その3について説明します。

譲受人は認定農業者の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■、田の494㎡、公告年月日は令和4年8月10日、対価額は■■■■■■■■円で10アールあたり■■■■■■■■円、経営規模拡大です。藤井委員とのあっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその4について、関係委員に説明を求めます。

2番 芳野 京子委員

芳野 それでは2番芳野が、その4について説明します。

譲受人は認定農業者の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■ほか全4筆、田の1,717㎡、公告年月日は令和4年8月30日、対価額は■■■■■■■■円で10アールあたり■■■■■■■■円、経営規模拡大です。猪俣委員とのあっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその5について、関係委員に説明を求めます。

7番 黒木万蔵 委員

黒木 それでは7番黒木が、その5について説明します。
譲受人は認定農業者の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■ほか全3筆、田の9,652㎡、公告年月日は令和4年8月26日、対価額は■■■■■■■■円で10アールあたり■■■■■■■■円、経営規模拡大です。前田委員とのあっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその6について、関係委員に説明を求めます。

7番 黒木万蔵 委員

黒木 それでは7番黒木が、その6について説明します。
譲受人は認定農業者の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■ほか全3筆、田の3,130㎡、公告年月日は令和4年8月26日、対価額は■■■■■■■■円で10アールあたり■■■■■■■■円、経営規模拡大です。前田委員とのあっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその7について、関係委員に説明を求めます。

9番 安藝 眞充 委員

安藝 それでは9番安藝が、その7について説明します。
譲受人は■■■■■■■■■■、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■ほか全2筆、畑の10,024㎡、公告年月日は令和4年8月22日、対価額は■■■■■■■■円で10アールあたり■■■■■■■■円、こちらは特例事業となっております、耕作者であり4年10ヶ月後の買取予定者は認定農業者の■■■■さんとなっております。説明は以上です。

議長 つぎに関連がありますので、その8からその11までについて、関係委員に説明を求めます。

11番 中山 真一 委員

中山 それでは 11 番中山が、その 8 その 1 1 までについて説明します。
 その 8 ですが、譲受人は■■■■■■■■■■、譲渡人は■■■■■さん、
申請地は大字■■■■■■■■■■ほか全 3 筆、畑の 4,848 m²、公告年月
日は令和 4 年 8 月 22 日、対価額は■■■■■■■■■■円で 10 アールあたり
■■■■■■■■■■円、こちらも特例事業となっておりまして、耕作者で
あり 4 年 10 ヶ月後の買取予定者は認定農業者の■■■■■さんとなっ
ております。

 その 9 が、譲受人は■■■■■■■■■■、譲渡人は■■■■■さん、申請
地は大字■■■■■■■■■■、畑の 8,378 m²、公告年月日は令和 4 年 8 月
22 日、対価額は■■■■■■■■■■円で 10 アールあたり■■■■■■■■■■
円、こちらも特例事業となっておりまして、耕作者であり 4 年 10 ヶ
月後の買取予定者は認定農業者の■■■■■さんとなっております。

 その 10 が、譲受人は■■■■■■■■■■、譲渡人は■■■■■さん、申
請地は大字■■■■■■■■■■、畑の 7,332 m²、公告年月日は令和 4 年 8
月 22 日、対価額は■■■■■■■■■■円で 10 アールあたり■■■■■■■■■■
円、こちらも特例事業となっておりまして、耕作者であり 4 年 10 ヶ
月後の買取予定者は認定農業者の■■■■■さんとなっております。説
明は以上です。

 その 11 が、譲受人は■■■■■■■■■■、譲渡人は認定農業者の■■
■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、畑の 8,110 m²、公告年月日
は令和 4 年 8 月 22 日、対価額は■■■■■■■■■■円で 10 アールあたり
■■■■■■■■■■円、こちらも特例事業となっておりまして、耕作者であ
り 4 年 10 ヶ月後の買取予定者は認定農業者の■■■■■さんとなっ
ております。説明は以上です。

議長 ただいま議案第 33 号について説明がありましたが、質問等はある
いませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
 議案第 33 号について、承認される方の挙手を求めます。

 (全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 33 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それではその1から36まで、一括して事務局に説明を求めます。

それでは、事務局から説明申し上げます。

その1につきましては、譲渡人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人が■■■■■■■■■■、申請地は大字■■■■■■■■■■ほか全2筆、畑の10,024㎡、公告期間は令和4年8月22日から令和9年6月21日、こちらは先程議案33号で説明を申し上げた特例事業となっております、貸借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大となっております。

その2につきましては、譲渡人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人が■■■■■■■■■■、申請地は大字■■■■■■■■■■ほか全6筆、畑の28,738㎡、公告期間は令和4年8月22日から令和9年6月21日、こちらも先程議案33号で説明を申し上げた特例事業となっております、貸借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大となっております。

その3からその6までにつきましては、譲受人が認定農業者の■■■■■■■■■■さんとなっておりますので併せて説明します。

その3の譲渡人が■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■のほか全4筆、田の6,180㎡、公告期間は令和4年8月1日から令和9年7月31日、貸借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、■■■■■案件となっております。

その4につきましては、譲渡人が■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■ほか全2筆、田の1,076㎡、公告期間は令和4年8月1日から令和9年7月31日、経営規模拡大、使用貸借権設定で■■■■■案件となっております。

その5につきましては、譲渡人が■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■ほか全3筆、田の1,461㎡、公告期間は令和4年8月1日から令和9年7月31日、貸借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、■■■■■案件となっております。

その6につきましては、譲渡人が■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■ほか全5筆、田の9,050㎡、公告期間は令和4年8月1日から令和9年7月31日、貸借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、■■■■■案件となっております。

その7につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人

が■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、畑の1,261㎡、公告期間は令和4年8月1日から令和5年1月31日、貸借権設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件となっております。

その8につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、田の1,483㎡、公告期間は令和4年8月1日から令和12年7月31日、経営規模拡大の使用貸借権設定、日置田案件となっております。

その9につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、田の1,488㎡、公告期間は令和4年8月1日から令和12年7月31日、経営規模拡大の使用貸借権設定、■■■■案件となっております。

その10から17につきましては、再設定になりますので説明は省略します。

その18から34につきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件となっております。なお、借り手予定者につきましては、22ページ、別紙様式第7号の2の配分計画案をご覧ください。以上、説明を終わります。

議長 　　ただいま議案第34号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 　　質問等もないようですので採決します。
　　議案第34号について、承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 　　挙手全員ですので、議案第34号については承認されました。

議長 　　つぎに、議案第35号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 　　それではその1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。
申請人は■■■■さん、申請地は、大字■■■■■■■■、県道■■■■
■■■線沿いの■■■地区にある霊園付近から■■■■■方面へ入った先になり、登記地目が田、現況竹林で、90 m²、申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

12番 長友 保 委員

それではその1について、12番長友が現地調査の報告をします。
現地は面積も小さく、竹林になっており耕作はできない状態であり
ます。

議長 担当委員から補足説明はないですか。

水筑 ありません。

議長 ただいま議案35号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。

議長 議案第35号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第35号については承認されました。したが
いまして、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

以上をもちまして、令和4年7月28日開会の第7回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和4年7月28日

会 長 平下 裕敏

署名委員 芳野 京子

署名委員 長友 嘉美